

飯能市随意契約に関する運用指針

(平成12年3月1日決裁)

1 趣 旨

地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則であり、随意契約は地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する、例外的な方法である。

この指針は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項の規定により随意契約によって契約を締結する場合に、その適格な運用に資するため、参考とすべき事項を定めるものとする。

2 運用上の留意事項

随意契約によって契約を締結することができるものは、この指針に例示したものに限定される趣旨ではないが、この項目に該当するものが直ちに随意契約によって契約を締結すべきとする趣旨でもない。

できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、安易な随意契約を行うことのないよう注意すること。

契約の方法については、契約事務の公正性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の事案ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断して決定するものとし、随意契約の方法を選定した場合は、その理由や経緯を説明できるようにしておかなければならない。

3 対象とする契約

この指針の対象は、次に掲げる契約とする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）
- (2) 物品・委託役務関係業務（物品の購入契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事を除く。）及び賃貸借契約をいう。）
- (3) 測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務をいう。）

4 令第167条の2第1項各号の解釈及び運用

令第167条の2第1項各号の解釈及び運用に当たっては、次に掲げる事項を参考とすること。

- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

飯能市契約規則（平成12年規則第1号）第20条でその額を定めている。

契約の種類	予定価格
工事又は製造の請負（修繕を含む）	130万円
財産の買入れ	80万円
物件の借入れ	40万円
財産の売払い	30万円
物件の貸付け	30万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

[解 説]

- 1 少額な契約についてまで一律に競争入札をすることは、非効率であり、しかも、コストに比較してメリットが僅少であり、望ましい制度とはいえない。そこで、一定の限度で簡便に契約を締結できるようにすることとし、随意契約によることができることとされている。
- 2 「規則で定める額」については、飯能市契約規則（平成12年規則第1号。以下「契約規則」という。）第20条で定める額以下の予定価格（複数年の賃貸借契約にあつては、予定賃貸借料総額をいい、単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額をいう。）に係る契約の締結については、それぞれの区分に応じ随意契約によって契約の締結をすることができることとされている。
- 3 「物件の借入れ」は、土地、建物、機械、器具等の物件の賃借（リース）契約

が該当する。長期継続契約に該当する場合の契約方法の判断は、契約期間全体の支出見込総額により行う。

- 4 ある契約を締結しようとする際に、随意契約をすることができるように1件の予定価格を契約規則第20条で定める額以下の予定価格に分割することは、実質的に違法行為とされるので、そのような行為は厳に慎むものとする。
- 5 「別表第5上欄」及び「同表下欄」については、令を参照すること。
- 6 50万円以下の小規模な契約については、飯能市小規模工事請負指名希望者登録制度に基づく登録業者を積極的に活用するものとする。
- 7 見積を徴取する場合は、競争の理念に基づき、複数の者から見積書を徴し、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積をした者を契約の相手方に決定する。価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明できることが必要であり、単に「過去の実績」や「業務に精通している」等を理由に随意契約とすることは適切ではない。また、1者随意契約とする場合は、透明性を高めるため、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにし、市民に対する説明責任を考慮し実施すること。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

[解 説]

「不動産の買入れ又は借入れ契約」は、一般的には市が特定の土地若しくは家屋を買い入れ、又は借り入れる必要がある場合に締結するものであり、このような契約は、通常特定の相手方との折衝の結果、価格その他の条件が整った上で初めて契約を締結することになる。これは随意契約の方法による場合の典型的な事例であって、契約の性質そのものが競争入札に適さない性格をもっている。

「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払う場合」とは、例えば、ある特殊な机、いす等を納入させる契約を締結する場合において、その机、いす等を製造するにあたり、市有林の立

木をその業者に売り払った上で、その材木を使用して机、いす等を製造させた方が双方にとって望ましい場合、あるいはそうせざるを得ない場合をいう。このような場合の市有林の立木を売り払う契約は、競争入札に適さないことから、随意契約によることができるものとしている。

「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の「その他の契約」とはその他のすべての契約を意味し、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、下の例示を参考とすること。

また、年度当初の4月1日から開始される業務の委託契約については、落札者の準備期間等を考慮すると3月中に入札をしたいが、その業務委託に係る予算に債務負担行為が定められていないときは3月中に入札を行うことはできないため、3月中に見積書の提出を求めて4月1日に随意契約によって契約を締結することになる。これは、単年度予算主義によるもので、契約の性質つまり契約の内容が競争入札に適さないものといえる。この場合においても、業者の選定、見積書の徴取の方法等については、公正性、経済性、緊急性、適正履行の確保等を考慮して選定するものとする。

[例 示]

1 契約の相手方が特定されるとき

【建設工事】

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
 - ① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ③ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
 - ④ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ① 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用において責任体制若しくはかし担保責任の範囲が不明確になるなど著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改

修等の工事

具体例：エレベーター、エスカレーター、空調機、ガス設備等の故障修理
や保守点検業務等

- ② 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

【物品・委託役務関係業務】 【測量・建設コンサルタント等業務】

- (1) 法令等により契約の相手方が定められているとき
- (2) 特定の者でなければ納入することができないとき
- ① 電気、ガス、水道の供給契約
- ② 製作者からしか入手できない映画フィルム、美術品、工芸品等の購入契約
- (3) 特定の者でなければ役務を提供することができないとき
- ① 著作権、特許権等の排他的権利を有する者又は運用上、開発と密接な知識を必要とする者と締結する情報システムの運用、保守業務の委託契約
- ② 特殊な技術又は固有の部品等を用いて設計・施工した施設、設備の保守点検業務の委託契約
- ③ 学識経験者などその者の知識、経験等に着目して相手方を決定する委託契約
- ④ 医師、弁護士、不動産鑑定士等などと締結する専門性が高い分野に関する業務で、価格競争の余地のないもの
- ⑤ 委託設計し発注した工事における監理業務の委託契約
- ⑥ 試験、研究等極めて特殊又は限定的な業務等であり、特定の設備等の有無及び地域性を考慮すると履行可能な者が限られるもの
- (4) 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に行わせる必要があるもの
- ① 特定メーカーの技術やノウハウを前提とするシステムの設置者、開発者又は設計者等と契約しなければ、既存のシステムの使用に著しく支障が生ずるおそれがあるもの又はかし担保責任の範囲が不明確となるもの
- ア 既存の情報処理システム等に基づく新規システム開発又は既存システム修正又や保守業務等
- ② 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託した場合、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

2 必ずしも競争入札が不可能又は著しく困難ではないが、本号を適用する契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する者と契約することが当該契約の性質に照らし、又は目的を達成するために妥当で、本市の利益の増進につながると判断されるもの

(1) 複数の業者が関わることにより責任の所在があいまいになり、契約の目的を阻害するおそれのあるもの

① 前業務に引き続き実施する一体的又は関係のある業務で、前業務の受託者でないと業務に支障が生じ、責任の所在があいまいになるおそれのあるもの

(2) 契約の目的を、より効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル方式）の企画競争によって契約の相手方を選定する必要があるもの

3 競争が成り立たない契約をするとき

(1) 法令等により価格が統一されているとき

① 中央用地対策連絡協議会の通知により、不動産の評価額に基づいて一律に価格が決定されるため、契約の相手方にかかわらず同一基準に基づく価格となる不動産鑑定評価業務の委託契約

(2) 年度当初の4月1日に契約を締結しなければならないもので、当該予算に債務負担行為が定められていない場合

① 4月1日から業務が開始される庁舎の清掃業務、警備保障業務及び施設の維持管理業務等を委託する場合

② 前年度に引き続き福祉施設に入所措置を委託する場合等の福祉の措置の業務委託

(3) 価格が認可制であるため、あらかじめ最低の価格が把握できるとき

① ハイヤーの借上契約

(4) 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とするとき

① 地域団体などと協定書等を締結して行う環境美化活動など

(5) その他契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定される場合

- ① 国（公団を含む。）、地方公共団体その他の公共団体、飯能市土地開発公社、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会等と契約を締結するとき
 - ② JAいるま野農業協同組合、西川広域森林組合、入間漁業協同組合、飯能商工会議所、自治会、猟友会その他の公共的団体と契約を締結するとき
※この項目に該当する者であるからと直ちに随意契約によって契約を締結して良いわけではない。特命随契である理由を説明できるようにしておくことが必要である。
 - ③ リース契約期間満了後、引き続き再リースするとき
 - ④ 鉄道敷地内における工事の施工を当該鉄道事業者に委託するとき
 - ⑤ 受給者の希望等によって特定の者に福祉の措置を委託するとき
 - ⑥ 本市の公益的目的達成（公演を含む）に相手先が特定されるとき
 - ⑦ 法律文書（協定書、覚書等）により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき
- (6) 契約行為を秘密にするとき
- ①試験問題の作成、購入、印刷
- (7) 外国で契約を締結するとき

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を

受けた者が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。（※法令番号等は省略）

[解 説]

- 1 平成16年に令の改正により追加され、平成22年及び平成23年に一部改正された。本号を適用した契約で調達しようとするものは、障害者等の就業、自立を支援する目的を実現する過程において当然に派生するものであり、その発生は政策目的にとって当然のものである。そして、それを地方公共団体が調達することが政策目的に合致するのであり契約の相手方は法規上限定されていることから、随意契約であっても経済性及び競争性の観点から問題となるようなものではなく、公正性及び透明性の原則の支障となるものではないと考えられるものである。
- 2 第3号は次のように分類できる。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等で製作された物品を買い入れる契約
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等や高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体等から役務の提供を受ける契約
 - (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する団体等から寡婦である者等に係る役務の提供を受ける契約
- 3 2に分類した契約は、いずれも規則で定める手続を経なければならない。手続については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、発注の見通し及び契約の内容を公表する必要がある。そのため、内容、公正性、透明性を十分勘案し、適正な発注を行うこと。

4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から飯能市契約規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

[解 説]

総務省令の規定に基づく長の認定を受けた事業者は、他に類のないものを生産、加工又は新役務の提供（以下、「新商品等」という。）をするため、その新商品等には新規性があり、他の者による同類の生産物、役務よりも優れた機能性があること、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益を享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられたものである。

本号を適用する契約は、規則で定める手続を経なければならない。手続については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、発注の見通し及び契約の内容を公表する必要がある。内容、公正性、透明性を十分勘案し、適正な発注を行うこと。また、この場合における普通地方公共団体の長の認定は、総務省令において規定されている。

また、この場合における普通地方公共団体の認定の手続として、総務省令では次の事項が規定されている。

- ① 随意契約により新商品等の販売又は提供をする者は、その新商品等の内容や生産の実施方法等を記載した計画を策定し、普通地方公共団体の長に提出すること。
- ② 当該普通地方公共団体の長は、新商品等の生産の目標、内容、実施方法等が技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものとして適切であるか等について、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴いたうえで審査し認定すること。

5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

[解説]

「緊急の必要」とは、例えば災害時において競争入札の方法による手続をとると、その時期を失し、あるいは契約の目的を達成することができなくなる場合である。

緊急の必要があるかどうかは個々具体的に判断することとするが、「競争に付す時間的余裕がない」ことが客観的な事実に基づいて説明できることが必要である。単なる事務手続の遅れによる「緊急」は本号でいう「緊急」には当たらないので、安易に本号を適用することは厳に慎むこと。

[例示]

【建設工事】

- ① 堤防崩壊、道路陥没、法面崩壊等の災害に伴う応急工事
- ② 電気、ガス、水道、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害、事故等の未然防止のための応急工事
- ④ 直ちに発注しなければ施設の管理上著しい支障が見込まれる場合

【物品・委託役務関係業務】 【測量・建設コンサルタント等業務】

- ① 災害等の発生に伴う復旧や物品調達等の契約
- ② 市民の生活に重大な影響を及ぼす電気・機械設備等の故障に伴う応急復旧の契約

※ 災害の後処理業務などは必ずしも該当するとは限らないため、市民生活への影響等を総合的に考慮して判断すること。

- ③ 衆議院の解散による衆議院議員の選挙等、法令等の規定により業務を行う期間の起点と終点が定められているもので、準備期間が短いため緊急を要する場合
- ④ 直ちに発注しなければ施設の管理上著しい支障が見込まれる場合

6 競争入札に付することが不利と認められるとき。

[解説]

この要件は、施工中の工事に追加工事を発注する場合、本体工事との類似近接性、各種調査の省略の可能性などから施工中の業者に発注しないと請負金額、工期等の関係で不利な状態におかれるとき等においては、随意契約によることができることとされている。「不利と認められるとき」の判断は、個々具体的な事実に基づいて行うものであり、恣意的になってはならない。

[例示]

【建設工事】

- (1) 現に施工中の業者に発注した場合は、工期の短縮、経費の節減等において有利と認められる場合
 - ① 当初予期しえなかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 前工事と後工事とが一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - ② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減等が確保できるものに限る。）
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減等に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - ② 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事
- (4) 施工中の請負者自体の事情により施工できなくなったことによる残工事で、早急に着手しなければ、市民生活に影響が出て市も損害を被る可能性があること認められる場合

【物品・委託役務関係業務】 【測量・建設コンサルタント等業務】

- (1) 機器の借入れ等に係る契約の期間満了に当たり、引き続き契約を締結しようとする場合において、既存の機器が改修を行うことなく必要な性能を保持しており、かつ、それを引き続き使用の方が新たな機器を設置するより経費面で有利と認められる場合
 - ① 車両や事務機器等の再リース契約（既存の機器等を使用することが、経費面で有利であること複数の同業他社から見積書を徴取することにより毎年度確認すること）
- (2) 既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利と認められる場合
 - ① 複合施設の共有部分の清掃業務の受注者と締結する本市の専有部分の清掃業務の委託契約
 - ② 他の公共団体と情報システムを共同利用して行う業務委託契約
 - ③ 競争入札により本市が示した仕様によって製造した物品の追加発注で、当該物品の製造の受注者と締結する契約
 - ④ 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加業務
- (3) 継続的な履行が必要な契約が解除等により終了した場合において、直ちに契約を継続しなければ、市民の生活に重大な影響を及ぼす業務について、新たな契約事務が完了するまでの間を契約期間として締結する臨時的な契約
 - ① 学校の警備業務
- (4) 市場閉鎖性のある物品を購入する場合
 - ① 医療用薬品、工業用薬品、オイル等を購入する場合

7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

[解説]

特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用するこ

ととした場合に、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができる
と認められる場合、あるいはある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品
を相当多量に保有し、かつ、時価を基準とした予定価格から勘案しても、競争入札
に付した場合に比べて著しく有利な価格でこれを購入することができるような場
合であるとされている。

しかし、競争入札に付した場合より著しく有利な価格であるか否かを判断する基
準を一律に示すことは困難であるため、通常は本号を適用することなく競争入札に
付すべきである。

8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない
とき。

[解 説]

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札においては再度公告入
札を原則とし、資格要件の緩和又は設計及び積算の見直しを、指名競争入札におい
ては指名替え等を検討した上で、急迫した事態の場合に限り同号の適用を判断する
ことになる。

一方、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、これ以上競争入札を継続し
ても入札が成立することが期待できないことから随意契約を可能とするものであ
る。

9 落札者が契約を締結しないとき。

[解 説]

「契約を締結しないとき」とは、競争入札の結果、落札した者があったにもかか
わらず、契約の完全な成立（契約書の作成までをいう。）に必要な手続が終了しな
いことをいう。

従ってこの場合は落札決定後であり、落札者と合意された価格があるため落札金額の範囲内で契約するものとし、履行期間を除くほか、最初に競争入札に付したときに定めた条件を変更することはできない。

本号を適用して随意契約を行う場合は、原則として入札に参加した者から順次、次順位の者を随意契約の相手方とする。入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、設計内容を変更し、再度の競争入札に付することとする。

附 則

この指針は、平成12年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成13年2月15日決裁）

この指針は、平成13年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成15年2月20日決裁）

この指針は、平成15年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成17年8月31日決裁）

この指針は、平成17年9月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成20年3月25日決裁）

この指針は、平成20年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成28年3月18日決裁）

この指針は、平成28年4月1日以後に締結する契約について適用する。